

ロシア危険情報の改定について

外務省

外務省は、9月12日付けで、ロシアに対する危険情報の内容を一部改定しましたので、お知らせいたします。今般の改定は、レベル3（渡航中止勧告）を維持した上で、真にやむを得ない事情がある場合には渡航・滞在することは妨げないこととし、対象地域もモスクワ市のみならずロシア全土（一部地域を除く。）に拡大しました。真にやむを得ない事情による渡航・滞在に際しては、特別な注意を払うとともに、現地の日本国大使館または日本国総領事館と密接に連絡を取り、十分な安全対策を講じていただくようお願いいたします。

詳細は、外務省HPを確認願います。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2025T089.html#ad-image-0

主な変更点

<従来の危険情報>

ウクライナとの国境周辺地域を除く地域（首都モスクワ市を含む）

レベル3: 渡航はやめて下さい（渡航中止勧告）

ただし、既に滞在されている方の生活基盤を確保する観点から、真にやむを得ない公益性を有する任務遂行のため、モスクワ市に渡航・滞在する場合は、特別な注意を払うとともに、現地大使館と緊密に連絡をとりつつ、十分な安全対策を講じてください。

<改定後の危険情報>

ウクライナとの国境周辺地域を除く地域（モスクワ市を含む）

レベル3: 渡航はやめて下さい（渡航中止勧告）

ただし、真にやむを得ない事情がある場合には、以下※を除く地域（モスクワ市を含む）に渡航・滞在することは妨げませんが、その場合には、特別な注意を払うとともに、現地の日本国大使館または日本国総領事館と密接に連絡を取り、十分な安全対策を講じて下さい。

※ウクライナ隣接5州（ブリャンスク、クルスク、ベルゴロド、ヴォロネジ、ロストフ各州）及び北カフカス連邦管区の構成主体（チェチェン、イングーシ、ダゲスタン、北オセチア・アラニア、カバルダ・バルカル、カラチャイ・チェルケス各共和国及びスタヴロポリ地方）。

お問い合わせ先 外務省欧州局ロシア課

電話 (03)-5501-8000 (内線 5489)